

社会資本整備審議会河川分科会（第16回）

平成17年4月15日（金）

（午後1時35分開会）

【事務局】 お待たせいたしました。それでは、ただいまより第16回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めます でございます。よろしくお願いいたします。

社会資本整備審議会におきましては、去る2月27日付けで委員の改選が行われました。河川分科会につきましては、改選前に引き続きまして、従前からの各委員に分科会委員をお務めいただくこととなりましたのでご報告を申し上げます。

また、本日の議題でございます「岩木川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査・審議するために、臨時委員といたしまして、岩木川水系に関しましては、鶴見川水系に関しましては 並びに にご出席をお願いいたしまして、本日はそれぞれ代理の方にお越しをいただいております。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達していますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回の河川分科会開催以降、人事異動のごございました事務局の幹部をご紹介申し上げます。 でございます。 でございます。

引き続きまして、お手元に配付してございます資料のご確認をお願いいたします。

「岩木川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について」の資料でございますが、資料1から3まででございます。資料2と3につきましては枝番をふってございまして、岩木川水系については枝番の1、鶴見川水系につきましては枝番の2となっております。全部で5つの資料がございます。

それから、「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」の関係資料でございますが、資料4でございます。枝番をふってございまして資料4-1から資料4-5まで5つの資料がございます。

それから、「総合的な豪雨災害対策の推進について」につきましては、資料5でございます。これにつきましては、資料5という大きな紙の資料の綴りに加えまして、枝番を付けてございませんが、豪雨災害対策総合政策委員会の名簿と緊急提言、それからアクションプランをお付けしてございます。

その他といたしまして、資料6から資料11まででございますが、資料6につきましては枝番をふりまして資料6-1、資料6-2となっております。

資料は以上でございますが、不備がございましたら事務局のほうにお申しつけをいただきたいと思ひます。

それでは、ここで よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

昨年は大変水害の多い年でございます。また、水害以外の災害も多い年でございます、それらがまだ尾を引いている状況の中での開催でございます。最近いろいろな条件が変わってきているというところがございまして、自然現象が厳しくなっているということはございますが、一方で財政事情が大変厳しくなっています。国、地方を通じてそのような状況下にありますことから、昨年も三位一体の改革の中で、国と地方の財源問題、補助金の問題、交付税の問題が「国から地方へ」という大きな流れの中で議論されたわけでございます。

そういう中で、災害あるいは社会の血液というか、重要な水に対しての行政の取り組みというものも、社会に合った形で対応できるような組織や制度でなければならないというような転換期を迎えているような気がするわけでございます。今日は、幾つかの議題の中で、後半にいろいろな対策の検討状況のご報告をさせていただきたいと存じます。これらもそういう社会の大きい流れ、自然現象が変わりつつあることへの対応ということでございます。大臣からも、いろいろな観点からこれまでの施策に総点検をかけて、これからの取り組みを強化しなければならないというお話、それから、やはり安全・安心を守っていくということは国の一義的な責任でもあることだから、河川局だけではなくて、省全体を挙げて取り組むようにというお話がありました。このような中で、豪雨災害対策総合政策委員会、これは河川分科会の下に設置されたものでございますが、来週の月曜日に最終的な提言を大臣にお渡しいただくということで対策のスタートを切るわけでありましたが、その他、総合的な土砂災害対策、それから津波対策、これらにつきましても、新しい取り組みも含めまして強化を図っていくこととしています。限られた時間の中ではありますが、これらについてもご紹介をさせていただきます。また新年度、皆様方には引き続きお世話になります、新しい視点を含め、私どもに対しまして様々なご指導を賜りたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、議事に移らせていただきますが、分科会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

委員の改選に伴いまして、社会資本整備審議会令第6条第3項により、委員の皆様の中から分科会長を互選していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

【委員】 委員を推薦したいと思ひます。 委員は、河川行政、実務面、法律面に

大変精通しておられる方で、前回まで分科会長を経験された方でございますので、ぜひご推薦申し上げたいと思います。

【事務局】 委員を分科会長にというご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、ご異議がないようでございますので、委員に引き続き分科会長をお願いしたいと思います。委員、分科会長席にお移りいただきたいと思います。

(委員、分科会長席に着席)

【事務局】 それでは、これから先の議事は分科会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 再びご推挙いただきまして、至りませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入ります。

まず、「岩木川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について」を議題といたします。本件は、去る2月24日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議されまして、同日付けで同会長から河川分科会長に付託されたものでございます。これを受けて、分科会として効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、分科会運営規則に基づき、この分科会に設置しました基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 河川整備基本方針検討小委員会委員長の でございます。では、私からご報告させていただきます。

資料1に私の報告事項が書いてあります。また、報告の内容は資料3-1と3-2でございます。

岩木川水系、鶴見川水系、庄内川水系の各河川整備基本方針を議論するため、3月29日、4月12日の2回にわたり小委員会を開催しました。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の都県知事及び有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は資料1の4ページでございます。

各水系の主な議論を紹介いたします。

まず、岩木川水系でございますが、資料3-1に基づきご説明申し上げます。幅広い高水敷が遊水機能を保持している中流部の自然堤防の区間は、リング畑として利用されていることから、整備に当たっては地元の農業者との調整等を図りつつ行っていただきたいと

の意見がございました。これにつきましては、事務局より、本文について資料3 - 1の岩木川水系河川整備基本方針（案）の対比表の6ページの右側、5行目にあるように、「中流部の自然堤防の区間の広い高水敷に当たる区域については、土地所有・利用状況も踏まえ、関係機関や地域住民との密接な連携・調整を図りつつ、河道の遊水機能の維持を図りながら、治水安全度を効率的に確保する」と記述した旨の説明がございました。また、地域住民との具体的な調整については、今後、地域住民の意見を聞きながら適切に対応していきたい旨の説明がございました。

下流部の高水敷に生息するオオセッカについては、ヨシの刈り取りや火入れなどの人為的関わりがその繁殖を助けていることから、引き続き適正な管理を行うようにしていただきたいといった意見がございました。これにつきましては、オオセッカに詳しい学識者より、ヨシ原への火入れは灌木等の遷移が防がれることから重要であり、ヨシ原に計画的な火入れをしていくことが望ましいとの意見があり、これを踏まえ、湿地状態の保全や人間等の関わりについても考慮しながら保全に努める旨を本文に記載することにいたしました。具体的には、資料3 - 1の7ページの右側の14行目、「オオセッカ等の繁殖地となっている湿潤なヨシ原について、地域においてヨシの利用に伴う人の関わりが果している役割を考慮しつつ、その保全に努める」と記述いたしました。

「地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり」との記載があるが、地域の個性がわかるような記述にしていただけないかといった意見がございました。これにつきましては、津軽平野が農業を中心に発展してきた歴史を踏まえた川づくりを目指す旨を記述することとし、具体的には、この資料の5ページの右側の4行目に「地域の個性と活力、『津軽の母』として農業を中心とした津軽平野の骨格を形成してきた岩木川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため」と記述することにしました。

次に、鶴見川水系についてご紹介いたします。資料3 - 2のほうになりますが、本水系は昭和30年代からの流域の急激な市街化により保水・遊水機能が低下し、浸水被害が頻発したことから、流域が一体となった総合治水対策を全国に先駆けて実施してきた河川である旨の説明が事務局からございました。各委員からは、鶴見川流域は現状において85%まで開発が進んでいることから、100%までの開発を想定した計画としていくべきではないかといった意見がございましたが、一方で地元の有識者からは、土地区画整理事業が中止された源流部の森林については保全していくべきではないかといった意見がございました。さらに、鶴見川多目的遊水地について、緑の空間として多目的に利用することにもなっており、河川環境の整備と保全において記述されたいとのご意見もございました。これらにつきましては、鶴見川流域の市街化が進んでいる中、残された源流の緑地や

鶴見川多目的遊水地にある緑地は貴重な空間であり、今後も保全に努めることとして取りまとめ、本文へも記載することといたしました。具体的には、資料3 - 2の対比表の8ページの右側の5行目、「関係機関と連携し、流域に残された源流域のまとまった緑地や点在する緑地を河川や遊水地などと結ぶ水と緑のネットワークの形成を図り、自然環境を次世代に引き継ぐよう努める」と記述いたしました。

特定都市河川浸水被害対策法が制定され、流域対策を計画に反映すべきではないかといったご意見がございました。これにつきましては、特定都市河川浸水被害対策法の規定を踏まえた流域対策の分担量について説明がなされ、流域対策の効果を本文へも記載している旨の説明がありました。具体的には、この資料の10ページ、右側の3行目に「流域の開発状況等を考慮し、降雨及び出水特性を調査検討した結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の高水のピーク流量は基準地点末吉橋地点において2,860 m³/sとなる。この流量に対し、流域における雨水貯留浸透施設の設置等を考慮して、基本高水のピーク流量は同地点において2,600 m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により、放水量も含め800 m³/sを調節して河道への配分流量を1,800 m³/sとする」と記述している旨の説明がございました。

流域対策として実施してきた調整池の維持管理を含め、今後どのように保全していくのかといった質問がございました。以前より調整池の保全に向け、各自治体において民間調整池の公共移管、管理協定の締結が取り組まれてきましたが、特定都市河川浸水被害対策法の制定により、保全調整池の指定、埋立行為の届出、機能維持努力義務、管理協定の締結が規定され、より適正に管理されるよう関係自治体や民間との協力を図り進めていく旨の説明が事務局よりございました。

以上のような議論を取りまとめ、提案された2水系の河川整備基本方針(案)を策定いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

なお、同時に審議してまいりました庄内川水系については、下流域に中部圏の中核機能を抱える大都市が存在することから、超過洪水対策のあり方が極めて重要であり、引き続き審議を行うことが必要と判断いたしました。庄内川水系については、まとめ次第、分科会に報告させていただきます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。結果的には2水系ということですが、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらどうぞご発言いただきたいと思います。

【委員】 私の理解ができていないのかもしれないのですが、今言われた中で、努力義務

という中での「努力」ということは、努力する義務はみんなあると思うのですが、これをどのように図るのがよくわからないので教えていただけますか。

【委員】 どの表現をおっしゃっているかわかりませんが、河川行政が自分の責任において、資金、あるいは権限等に基づいて実施できる場所はそのとおり記述したと思いますが、関係機関のご協力を得なければならないような部分については、その方向で一体として進める、そういう意味で「努力」と書いてあると存じます。

【委員】 「努力」ということをもっと明快にすることはできないのですか。

【委員】 明快にというのは、その方向で進めるわけですが、河川行政の法に基づく権限だけで実現できないものについて言い切ってしまうのはいかがか。結果的に、相手の協力も得られなければいけませんので、方針はあくまでそういう方向ですが、河川行政だけの権限でできるものではないという意味を含めて「努力」と書いてあると思います。

【分科会長】 特に気になる箇所がございますか。

【委員】 努力をする義務ということに関して、もう少し具体的に、例えば努力しなかった場合とか何かのときに罰則があったり、または、恐らく住民の方々が、努力というふうに言われてしまうときに、何が努力で、人々のレベルというのは全部違うわけですから、一生懸命検討したけれどもだめだったと言われれば、努力しなかったのではないかということになるので、だから、「努力」というのは非常に日本語的なあいまいなところがあるので、もしどこかで1つの基準を明確にあらわすことができるのなら、もう少しわかりやすくなるのかなというふうに思いました。

【分科会長】 なるべく具体的に書かれるつもりでやられたとは思いますが、特に何かありますか。

【事務局】 でございます。今、委員が言われたのは、この縦書きの資料の3ページの下から2行目と申しますか、上から4行目に「機能維持努力義務」と書いておられますところとかでございますか。「特定都市河川浸水被害対策法の制定により、保全調整池の指定、埋立行為の届出、機能維持努力義務、管理協定の締結が規定され」と。この部分は、法律上の取り扱いを書いてございまして、今ございましたように、必ずこうしなさいというふうに規制がかかっている。例えば、こうしないと罰則があるとか、そういうものでないものを、しかし、やはりこうしたほうが良いというものを法律上書いておられますものを、努力義務というか、法令上、そういうふうに私どもも俗称で呼んでおりますので、本当はきちんと規制でもできればいいのかもしれませんが、ここはいろいろな国民の個人個人の権利の話もありまして、法律的に吟味して、努力をしていただくまでしか法律上は義

務化できなかったという部分が民間の調整池でございます。私どもの中で使っている言葉をそのまま書かせていただいたので、ちょっと理解しにくい面があって恐縮でございますが、そういう意味でございますのでよろしくお願いいたします。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 言葉がよくわからないので教えていただきたいのですが、今、鶴見川水系のところ特定都市河川浸水被害対策法の話の話を反映させて基本方針を書いたというお話があったのですが、こちらの資料の3-2の10ページがそれを踏まえた記述になっているというお話だったのですが、高水のピーク流量が2,860m³/sというのを、雨水貯留浸透施設の設置を考慮して2,600m³/sにしたというところに反映されているということですね。

それで、もう1つは、調整池の話というのがあって、これはどこに反映されているのかというのがよくわからなかったのですが、全体の数字の中に入れていないところでカウントしているのか。それとも、調節流量800m³/sというのがありますけれども、そちらに入っているのか入っていないのかというのがよくわからなかったので、教えていただきたいのですが。

【委員】 今のお話の2,860m³/sというのは、防災調整池対策を一切やらなければ、それだけの流量が出てくるであろうと推定します。流域の努力や、新しい特定都市河川浸水被害対策法の努力によって2,600m³/sの水が河川に出てくる。そのうち800m³/sを放水量と遊水地によって処理するというところでございます。いわば2,860m³/sを2,600m³/sにするのは河川管理者だけの努力ではできませんので、特定都市河川浸水被害対策法に関わる関係機関の市町村、あるいは下水道当局、あるいは民間開発者等をお願いすることによって、そこまでカットしようということでございます。

【委員】 800m³/sの中に調整池の分も入っているわけですか。

【委員】 そうではなくて、ここに書いてある河川管理者が処理すべきなのは2,600m³/s。その前の2,860m³/sから2,600m³/sまでの260m³/sは流域の努力ということを期待しているわけです。

【委員】 流域の努力で、それを雨水貯留浸透施設で・・・。

【委員】 そうです。

【委員】 その中に調整池も入れているということですか。

【委員】 調整池はそちらに入っています。いわゆる洪水調節施設というほうには入っていないです。鶴見川の多目的遊水地というのがございますが、それと、中流部に設置されるであろう放水路で800m³/sということでございます。

【委員】 何とか理解したのですけれども、そうすると、読んだ感じではちょっと読みにくいというか、わかりにくいといえますか、この法律ができて調整池が守られますよというような話で、それを前提にカウントしていくんですよというようなところは余りお書きになりにくいというか、権限外というか、直接の権限がないからということでお書きにならないということですか。

【委員】 直接の権限はありませんね。関係自治体等の努力を期待するということですか。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ご発言がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。ただいまご審議いただきました「岩木川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について」は、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされておりまして、本件につきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと思います。

それでは、ご多忙の中、臨時委員としてご出席いただきました各知事の方々、代理の方々におかれましては、各水系の基本方針の審議も終了いたしましたので、この後の議事につきましては、お忙しければご退席いただいて結構でございます。ご苦労さまでした。

それでは、引き続きまして、「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」でございます。本件は、去る2月23日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同月24日付けで同会長から河川分科会長に付託されたものであります。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 でございます。座って説明させていただきます。資料のほうは資料4-1からでございます。

今回の一級河川の指定等でございますが、信濃川水系をはじめとする7水系の16河川についてでございます。

資料4-1でございますが、これは国土交通大臣からの付議文と、次のページでございますが、審議会長から河川分科会会長への付託文ということでございます。

1枚めくっていただきまして、資料4-2でございます。資料4-2の1ページでございますが、河川法に基づく一級河川指定等についての仕組みでございます。河川法の4条

が根拠規定になっておりまして、4条1項でございます。一級河川でございますが、国土保全上、または国民経済上、特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものでございまして、第3項であります。河川を指定しようとするときは、あらかじめ社会資本整備審議会の意見を聞かなければならないとございます。これに沿いまして、今回お諮りをするものでございます。

下のほうの2でございます。手続きの流れとしまして、まず各関係省庁の協議をいたしております。その後、関係の都道府県知事の意見照会をいたしております。その後、社会資本整備審議会河川分科会でのご審議ということになるわけでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。総括表的になってございますが、今回の指定等でございます。4つに分けて書いてございますが、1つは河川工事の完成によりまして指定等を行うものが8河川でございます。(2)としまして、新たに河川工事に着手する等のために、河川の指定、区間延長を行うものが3河川でございます。

(3)としまして、河川使用の中止によりまして1級河川の区間を縮小または廃止するもの、これが2河川でございます。(4)としまして、河川を適正に管理するために、新たに一級河川に指定する等のものが3河川でございます。これを合わせますと、河川数としましては差引で3河川の増加、延長としましては、差引で1.0kmの増加ということでございます。

次の3ページでございますが、3ページはこれまでの河川指定等の推移表でございます。39年に新河川法ができた後の昭和40年度が一番上でございますが、水系数が15で、延長が3万1,461kmでございましたが、昭和50年度になりまして水系数が現在と同じ109になりまして、延長が8万4,693.3kmとなっております。あとはご覧のとおりでございますが、最近では概ね8万7,000km台ぐらいできております。

それから、下が最近の一級河川指定等の状況でございます。

次の4ページから一覧表が付いてございますが、資料のクリップを外していただきまして、その後に資料4-3というのがございまして、こちらのほうに略図も付いてございます。なお、資料4-3の1ページ目には全国の日本地図がございまして、そこに落とし込んだものがございます。

まず、資料4-2の一覧表でざっとご説明いたしまして、その後、若干代表例をまたご説明いたしたいと思っております。4ページの一番上でございます。信濃川水系の吹木沢川と、その次は北沢川でございますが、これはいずれも魚野川の河川整備計画の策定に当たりまして現地を確認いたしましたわけでございますが、吹木沢川は河川の改修工事が完成しており、北沢川は圃場整備事業が完成しておりまして、それぞれ下流端が変更されておりましたの

で、下流端を変更するというものでございます。

それから、神通川水系の吉田川でございます。これは、吉田川の上流域で土地改良事業が16年度に完成いたしました。これに伴いまして上流端を変更するものでございます。

次の5ページ目でございますが、一番上の天竜川につきましては後ほど詳しくご説明申し上げます。

次の淀川水系の寺畑前川でございます。これは、床上浸水対策特別緊急事業の実施によりまして調節池を設置する。これに伴いまして上流端の変更を行うものでございます。

次の柿ノ木谷川でございます。これは日吉ダムの適正な管理を行うために、堤体の非越流部高の範囲までを河川区域指定する。その必要のため上流端の変更をするものでございます。

次の須亦川と日ノ裏川でございますが、水利使用計画の中止とございますが、関西電力の揚水式の発電所計画の中止に伴いまして、上流端の変更、それから廃止を行うものでございます。

次の長浜新川につきましては、後ほどもう少し詳しく説明いたします。

次の6ページ目でございますが、円山川水系の嶋川と田多地川でございます。この2つの川は小野川放水路事業に伴いまして付け替えをしました普通河川でございますが、昨年10月の台風23号による出水で氾濫いたしましたして、放水路左岸側一帯が浸水をした。それで、放水路の河川管理施設にまで影響を及ぼしたということから、放水路と一体となった適正管理のために指定するものでございます。

次の遠賀川水系の明星寺川と姿川でございます。これは、明星寺川という一部準用河川でございますが、これのさらに支川となりますのが姿川でございます。これも準用河川でございますが、平成15年7月に飯塚市街地で発生いたしました家屋の浸水被害がございました。そういった浸水被害の防止のために、姿川におきまして床上浸水対策特別緊急事業を実施して遊水地を設置するということでございまして、17年度からの事業でございますが、これに伴いまして上流端を変更するものでございます。

それから、次の大分川水系の餅田川も別途ご説明を申し上げます。

駆け足で恐縮ですが、資料4-4というものを開きいただきたいと思います。代表事例説明資料と打ってございます。まず最初に天竜川水系のねぎや沢川と観音沢川及び臼井川でございますけれども、この資料の4ページを先に見ていただきたいと思います。指定の概要が左上のほうにございますけれども、この3つの川は長野県飯田市の南部を流れます天竜川水系の一級河川でございますが、天竜川上流部の川路・龍江・竜丘地区の治水対策といたしまして、土地を計画高水まで盛土いたしました土地区画整理事業と土地改良事

業が完成をいたしまして、付け替えられました3河川の下流端を変更するものでございます。具体的な地図がわかりにくいので、2ページに戻っていただきたいと思いますが、2ページには略図がございまして、左側に拡大図がございまして、これは点線が旧河道でございまして、黒塗りの線が付け替えをした後の現河道となっております。上のほうが臼井川ですが、点線にございまして、臼井川は久米川に合流しておりましたが、これを直接天竜川に流すように付け替えたものでございます。下のほうでございまして、ねぎや沢川と観音沢川でございまして、これは点線にありますように南沢川に合流しておりましたが、これを、ねぎや沢川については直接天竜川に流し込むように付け替えをしました。また、観音沢川はねぎや沢川に合流するように付け替えをいたしましたものでございます。

次にまいりまして、淀川水系の長浜新川でございまして、これにつきましては、8ページをお開きいただきたいと思いますが、長浜新川でございまして、長浜市内の内水対策を目的にしまして、市街地に流れ込む薬師堂川、十一川、米川、この図にございまして、こういった川の洪水流量を市の外周部で受ける放水路といたしまして工事が進められてきております。既に平成11年の4月に琵琶湖から2.7kmの区間が一級河川指定をされてございます。今回は、放水路の延伸工事が米川まで完了いたしました。米川まで1,230mの区間でございまして、これが完了いたしましたことに伴って河川の上流端を変更するものでございます。

次に、大分川水系の餅田川でございまして、資料としては12ページをご覧いただきたいと思いますが、12ページの上に概要がございまして、尼ヶ瀬川という川がございまして、その下流域の浸水被害を解消するために、平成13年度から床上浸水対策特別緊急事業によりまして放水路の開削工事を行ってきております。それで、賀来川というところに合流するわけですが、その賀来川合流点までの466mの放水路が完成いたしましたことから、このたび一級河川に指定するというものでございます。

以上、代表的な3事例を説明させていただきました。

それから、資料としては、その後に資料4-5としまして告示案も付けさせていただきます。これは、一級河川の指定等について、この分科会でのご了承を得られました場合の告示案ということで付けさせていただきます。

説明は以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらどうぞご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】 内容的なことではなくて、事務的なことで逆に伺いたいのですが、これを拝見していると、最近の市町村合併とか、市の名称変更とか、そういうものが地名とか地番

であるようで、中身の変更ではなくて、こういう市町村の名称変更に伴う部分については、従来、事務的に自動的にある時点で修正されるのでしょうか。それとも、何らかの内容の変更がない限りは、もとの告示の文案のまま、古い町名のまま引き継ぐのか、そこら辺はどうされるのか。事務的なご質問ですけれども。

【事務局】 告示の中にもございますが、従前、市町村合併等で市町村の名前が変わったということでは特に告示の変更はいたしてございません。内容的な変更があった場合には中身を変更していくというやり方でやってきてございます。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

この告示案は、新旧と書いて、いつもこの形で出していましたか。

【事務局】 はい、このような形で出させていただいております。

【分科会長】 本当は、これは地図でもないとはよくわからないですね。

ほかにご意見は。

【委員】 先日、由良川と円山川の水害の後、私どもが視察させていただいたのですけれども、中で素人的に一番驚いたのは、5年、10年前と違って増水する期間が想像以上にものすごく短くなっているのです。一級河川の指定をする規定みたいなもので、単に長さとか大きさではなくて、水量とある程度かみ合わせをして考えないと思うのですが、水量はどうなっているのでしょうか。定期的に1年ごととか、流域の水量は記録を正確にとっておられるのでしょうか。

【事務局】 川の大きさにもよりますが、大きな川はとっているのですが、こういうふうには、どちらかという、延長しているのが少し川の先のほうの小さな部分ですと、常時観測をしている川ではないというのが実態だと思うのですが、川の大きさではかっているものはおっしゃられるようなデータがあるかと思えますけれども、川の大きさで変わっているかと思えます。

【委員】 この間の視察で感じたのは、支川が意外と隠れ蓑のようになっていてわからなかったけれども、実は洪水になると大変被害甚大になる。そのチェックが末端で欠けているのではないかというふうに思いました。

【分科会長】 貴重なご意見ですね。ほかにご意見ないでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ご発言がないようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。ただいまご審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることといたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされておりますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと存じます。

それでは、議事は終わりましたので、ここで休憩を取りたいと存じます。約5分休憩して、その後に再開いたします。

(午後2時25分休憩)

(午後2時30分再開)

【分科会長】 それでは、再開させていただきます。

以降は報告事項ですが、まず「豪雨災害対策に関する総合的な政策のあり方について」の専門的な検討を行うため、河川分科会運営規則に基づき、昨年11月11日に当分科会に豪雨災害対策総合政策委員会を設置いたしまして、審議を続けていただいております。その委員長が委員長でございますので、委員長よりご報告をお願いいたします。

【委員】 それでは、ただいま分科会長のご説明がありましたように、今年の集中豪雨等により、全国各地で発生した水害、土砂災害及び高潮災害を踏まえ、これまでの豪雨災害対策の総点検と抜本的見直しについて専門的な検討を行うため、河川分科会長のご判断により、河川分科会に豪雨災害対策総合政策委員会を11月11日に設置いたしました。私が委員長にご指名をいただきまして、添付の資料「豪雨災害対策総合政策委員会名簿」がございますが、この委員の皆様とともに審議を行いました。

審議の経過は、豪雨災害対策総合政策委員会審議等の経過がございますが、このとおり、1回の準備会のほか、これまでに11月15日、11月29日、1月24日、2月28日、3月23日の5回にわたり委員会を開催しました。第1回委員会では、まず今年の災害の特徴や課題、また、これを踏まえた今後の対策の基本的方向等について議論を行いました。さらに、台風23号により破堤等の激甚な災害を被った円山川、由良川の現地を視察いたしました。第2回委員会までの議論を踏まえ、本委員会は昨年12月2日に緊急に対応すべき事項について「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」として取りまとめました。お手元がございます12月2日付けの資料でございます。その内容は、ただいまの冊子のとおりでございます。

国土交通省においては、この緊急提言に基づいて、次の冊子でございますが、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定したことを付け加えさせていただきます。本委員会は、さらに、その他防災施設等の計画、整備、管理のあり方や、地域の防災力の向上につ

いて議論を進めておりまして、来週 18 日に開催予定の第 6 回委員会において、総合的な豪雨災害対策についての提言を取りまとめることといたしております。

これまで審議の経過を資料 5 に基づきましてご報告いたします。膨大ですので、かいつまんでやらせてもらいますが、まず今年の災害の特徴と新たな課題についてでございますが、昨年の一連の水害、土砂災害、高潮災害等から、従前の災害に比べ、自然的状況、社会的状況の変化による新たな災害対策の課題が明らかとなりました。自然的状況では、流域が比較的小さな中小河川で激甚な水害、土砂害が発生したこと、これまでの記録を超える降雨量、高潮が発生したこと、破堤災害が多数発生して人命・財産が失われたこと等が顕著でありました。社会的条件では、高齢者、保育園児等の災害弱者の被災が特徴的であったこと。水防団員が高齢化し、また減少していて、地域防災力が低下していること。避難勧告、情報伝達の遅れや、あるいは勧告が出ても避難しない事例が多数あったこと。都市の地下空間が浸水した事例が多数あったこと等が顕著でありました。

それに対しまして、今後の対策の基本的方向でございますが、今年の災害から明らかになった課題に的確に対応しつつ、早期に安全度を高める必要があります。さらに、今後は少子・高齢化社会、人口減少時代を迎え、投資余力が限られること。高度経済成長時代と異なって国土の開発圧力も低下すること等が予想されるもので、被害をその重篤度、激甚度も含めて最小化する、いわゆる「減災」を図ることを基本的方向とするべきとの意見を集約しております。

具体施策として、その第 1 点は、次の 2 ページでございますが、早期に災害に対する安全度を高めるため、防災施設の整備手法を質的に展開するべきだということであります。これまで河川区域を除いて、すべてを安全にする前提で連続堤を大前提に整備してまいりましたが、今後は守るべき対象に着目して、その整備手法を選択すること。端的に申し上げれば、人命、住宅地、一旦被災した場合には回復不可能な中枢機能等の対象には高い安全度の防災対策を実施すること。このため、例えば輪中堤、宅地の嵩上げ、住宅の移転等も体系的に実施できるように、必要な制度や事業を創設すること。災害に対する安全度が低い土地、流域で遊水機能を有する土地等に対して、土地利用規制、誘導方策を進めるべきであること。極端に言えば、そういうところは余り住宅地が進出しないような方向に、災害対策と土地利用計画の総合連携を図ること。市街地における堤防を質的に強化するとともに、市街地以外の区間で遊水機能の確保を図って、市街地区間の相対的な安全度の向上を図ること等であります。

具体策の第 2 点は、防災施設等の維持管理の充実と危機管理体制の強化であります。これは 3 ページでございます。このため防御対象に応じて最低限行うべき維持管理の基準を

明確にすること。また、各河川ごとの管理方針、管理計画を作成して公表すること。かつ住民の理解を得るプロセスについても検討すること。施設・部材についても、洪水時に損壊してはならないもの、ある程度損壊を許容するもの等に評価区分して、所要の機能、品質を適切に確保すること等により、管理の効率化・合理化を図ること等であります。

また、河川、砂防、海岸施設の管理者は、都道府県・市町村防災機関と連携して、破堤による災害の場合等、複数のシナリオにおいても、壊滅的被害に至らないための行動計画をあらかじめ定めて危機管理体制を強化するべきであると意見をいただいております。

具体的対策の第3点は、次のページでございますが、的確な判断、行動を実現するための防災情報の提供であります。基本的には、従前の送り手主体の情報から、受け手が必要とする情報を提供することです。従前行われてきた大河川中心の洪水予測を中小河川にも拡大すること。市町村長が避難勧告を行うのに必要な目安となる情報を提供すること。ハザードマップ等の配備をすることにより、平常時から防災情報を提供すること。従前、ともすれば地震中心の避難場所が設定されておりましたが、水害に着目した避難場所を選定すること等です。

具体的対策の第4点でございますが、右ページです。地域防災力の再構築への本格的支援であります。水防体制等の充実強化を図るため、NPO等の水防活動を制度上、明確に位置づけること。未経験者・少人数でも的確な水防活動が行えるように水防技術を開発・向上させること。災害時要援護者の避難誘導體制を整備すること。地下空間における避難誘導體制を構築すること等です。また、学校教育、地域防災講座等による防災教育等を推進することです。

以上本委員会のこれまでの主な審議経過をкаいつまんでご報告いたしました。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございましたらご発言をお願いします。

【委員】 関連の質問になるかと思うのですがけれども、実は台風23号のときに、私が代表をやっているNPOの事務所は横浜の綱島という内水氾濫の常襲地にあるのですが、大変な雨で、いつも行きつけの飲み屋の店主は、携帯電話で国交省の雨量告示のサービスを見ていた。ところが、あそこは裏に綱島という丘がありまして、そこからものすごい水が出てきて内水氾濫を起こすのです。見ている間に水が数十cm上がってきて、地下室に入る直前までいってとまったのですがけれども、地域の人みんな外水氾濫の情報を見ているのです。ところが、足元から上がってきて、何が起きているか全く理解ができない。地域の人にとって、水害は外からこようが内からこようが同じ水害なのです。それで、

地域に横浜市港北区からハザードマップが配られているのですけれども、ただし、内水氾濫の問題は扱っていないと書いてあるものが配られているのです。やはり下水道と河川が本気で地域ベースで、内水氾濫を起こすホットスポットというのはわかるわけですから、そういうところにピンポイントで総合的な情報を提供する連携をしないと、今、実は下水道の政策関連のところでも私も委員でその検討をやっているのですけれども、なかなかこういうところで内水と外水を区別して話が出てこないのがちょっとまどろっこしいという感じで、そのあたりの手当てをぜひお願いしたいと思います。

【委員】 今まで大川中心主義で、大川が一番危ないところが破堤したときを前提にハザードマップをつくっていたのですが、私たちも現地を見て、例えば円山川等で、そのハザードマップどおりの氾濫にはならない。さっきおっしゃったとおり、後ろからきたり、

先生も現地で聞きましたけれども、前をやられると思ったら後ろからやられたというような事例があって、これから河川局も中小河川まで踏み込むというのは、相当多角的な検討も必要でしょうし、また、ハザードマップも1枚ではないのかもしれませんが、これらはいよいよやらなければいけないという覚悟と、それによって必要となる予測技術の開発や、あらたなハザードマップの作り方の必要性について、現地を見てこられた方、あるいは災害に遭われた市町村長さん等もそうおっしゃっていました。

【分科会長】 ほかにございましょうか。

【委員】 ちょうど7～8年ぐらい前だったと思うのですけれども、渋谷区が非常に大きな水害を受けたときに、私、広尾に家を持ってしまして、あの水害に遭ったのです。うちの地下室はポンプがついているので、ふだんの雨でしたら水は家の中に入ってこないのですけれども、1m半ぐらい水害がありまして、コンピュータとか、床に置いてあったものは全部ダメージを受けました。それで、また集中豪雨がきたときに、これは危ないと思って、まず夜、コンピュータを全部テーブルの上に持ち上げて、それから寝ました。もちろん、その次のときはあふれなかったのでよかったのですけれども、ある意味では、やはり人間の知恵というか、一回そういう目に遭うと、次はどうすればいいかという判断というのが出てくると思うのです。

今回のスマトラ沖地震のときもそうだったのですけれども、今、国連ハビタットのお仕事もさせていただいているのですが、やはり水害のときに、津波のときに島によって、地域によって、高齢者の方がいた地域は助かった。若い方しかいなかったところは非常に大きな打撃を受けたのは、津波が一回くる前に水が引くのを見年寄りが見て、津波がくると体で覚えているわけですから、若いときに何年か前にそういうことがあったということで、要するに記憶があるわけですから、一回体験したことのある者は次のときに知恵というも

のが働くわけです。

恐らく河川というものも似たようなことで、川が氾濫するところに家が建っていない地域というのは、ここがあふれるのだということがみんなわかっている、人々がそこに家を建てたり、しなかったりするのですけれども、その記憶がどこかで途切れてしまったときに、次の世代の方は歴史とか過去のいろいろな現状を知らないものですから、そうすると「この土地は安いから買しましょう」とか、「川のそばに住みたいから」と。今、市民参加の中で、大勢の方々に対して、市民参加でまちづくりをしましょうとか、みんなでこうやって知らせていこうとするときに、とても重要だと思うのは自己責任だと思うのです。ここの3ページのところに書いてある中で、適切な判断をしていくということも含めて、的確な判断というのは誰がするかによっても、また、先ほどの話も似たようなことだと思うのですけれども、的確なというのは、TPOに応じて誰がどう判断するかで的確だったか、それとも失敗だったかということになると思うのです。けれども、一番の原点は、一人ひとりの国民が自分の自己責任のもとで物を判断していく。ですから、インフォーム・コンセントということの中でとても重要なことは、自分がすべての状況を知った上で自分が物事を決めるわけですから、自分の責任になっていくわけで、例えばアメリカの不動産の規定の中には、ここの地域は氾濫しますということが土地を売ったときにきちんと書いていなければ、それが違法であったり、また罰せられることになったり、むしろ、そこに以前から何か、例えばガソリンスタンドがあって、そこでガソリンが漏れてしまった場所であったりとか、オイル漏れがあったということが、たとえ30年、40年前の出来事であっても、ここの環境は汚染されているところですよということを不動産売買のときにきちんと伝えなければいけない。それを知った上で、それでも買いたい、それでも建てたいという方がいれば自分でやっていく。

ですから、そういう意味で、市民参加とか、市民の人々にわかっていただくためには、自己責任のもとで、氾濫するこの川の何m以内までは自治体は責任を持ってませんと。建てるのならば、自分のリスクでどうぞ建ててくださいと。それを承知の上で建てたとしたならば、結局は自分の責任になるわけですから、そういう国民との公約というものをもっときちんとした形で自治体もしていくようにしないと、何かがあったときに全部が国の責任、これは全部が護岸整備が悪かったとか、全部これがいけなかったと言われてしまうと、お互いに支え合っていくことが国づくりだと思うので、そういう点で、知らせるといことの義務の中で、知らされた者もやはり責任をとりながら行動をする。これは双方に責任が応じられるものだということを、教育の中で、この話し合いの理解というところの中にもきちんと何か示すような、こういう自治体づくりをしなければいけないのではないかと思います。

うのです。

【委員】 全くおっしゃるとおりだと思います。先ほどの資料4ページの右側の下の提言のところに、一応、災害記録等の整理と優れた教材の開発、先ほど学校教育、地域防災講座と申し上げましたが、さらには記録の整理、災害伝承者の登録・派遣体制、あるいは防災教育支援行動計画という中に、できるだけ今までの災害経験のある人から伝承をさせようということが書いてございます。

ただ、今おっしゃったように、欠陥のある土地を売ったときに罰則まであるというところまではまだ日本はっていないので、これからそういうことが必要なのでしょう。正直言って、今後、投資余力が減ってきました、国土の開発圧力も減ってきました。ある意味で、土地が昭和30年代、40年代のように、1,000万人ぐらいが大都市圏になだれ込む、東京周辺ならどんな水害条件が悪いところでも全部ニュータウンができるというような時代は過ぎたのだらうと思います。恐らく今回申し上げている少子・高齢化時代を迎え、土地開発圧力の減ってきた中で、どういうふうに国土を見つめてやっていくかという状況の中で、今おっしゃったような罰則までいずれは社会的な合意が得られるかなと思います。一応、今回の報告では、そういうことを示唆したものになっていると思っております。ありがとうございました。

【委員】 なぜこういうことを言うかといいますと、川があるところとか、または水際というのはものすごく魅力的な場所なんです。むしろ何も無いときには、そこにレストランをつくったり、または、すてきなヨットハーバーをつくったり、また、人々が集えるような場所をつくるのにすごく重要なのですけれども、結局、そういうところは危ないからつくらせないということになるので、逆に、みんなを守るために近寄らせない。ですから、近寄りた方はどうぞ上手に開発してください。だけど、何かあった場合は、それはそちらのリスクでと。ですから、そういうところでのギブ・アンド・テークの中でいい開発もできてくると思いますし、自分たちの自己責任の上で、自分たちがこういうリスクを負うことで、また逆に自分たちの地域も活性化していくということの両面があるわけですから、それをやりやすいような約束関係ができれば地域開発にもいいのではないかという感じがします。

【委員】 私もその意見に賛成です。視察しまして本当に感じましたのは、今まで勾配の少ない立地条件の裏には洪水が起こるといった知識の蓄積のようなものがたくさんあって、その中で住民がその知識を共有しながら、わりあい穏便にやってきたわけです。ところが今回、被害に遭ったところはみんな新しい家で、全く知識を無視したというか、大胆に言えば、このところを実際問題にしますと、そこまで建ててもよかったのかしらと思うぐら

いの家がやはり全滅被害に遭っているわけです。

この一件を踏まえて思ったことは、これまで行政は過剰管理というか、余りに管理をきちんとなさなければというのでがんばり過ぎてしまったゆえに、次世代の治水対策を育てなかったのではないかと。ちょっときつい言い方ですけども、思ったのです。それは、これから管理するということにもコストが肥大化しますし、管理ということをもう少し住民と対になって話し合うべきだし、管理とは何かということ、住んでいる人たちが自ら自覚していく時代なのかなという思いになりました。ある意味では、ちょっと甘やかされて、本当の意味の市民が育っているのかどうかというふうな疑問まで持ちました。そういう意味では、今、クリスティーヌさんがおっしゃったような自己責任というか、自分の住まいに関しては、ある程度環境もよく知っているし、さらに未来はどうすればいいかも含めて、皆さんで知恵を出すべきではないかというふうに、災害地を見て殊に感じました。

【分科会長】 ありがとうございます。貴重なご意見ですね。

【委員】 雑談的な話しですけども、先ほど内水氾濫の話が出ましたけれども、都市の排水能力というのは地域によって違うけれども、時間雨量50mmぐらいかなと思います。最近、ご存じのように、80mmとか、100mmを超えるような雨が降る。恐らく都市の場合は、いわゆるヒートアイランド現象と大変係わっているのだろう。夏、ああいう形で都市が猛烈に温められると積乱雲が真上に発達して猛烈に雨が降る。ということは、やはり雨の降り方というものをどのように認知をしていくかということが重要で、例えば住民としては、パソコンを持っていれば、気象庁のレーダーアメダスの画面というのは刻々と10分ごとに公開されていきますので、あれは非常に役に立つのではないかというふうに思います。だから、そういう意味では、雨の降り方を速やかに何らかの方法で知らせるようなシステムというものがつくれないのかなと、そんなことを1つ思っています。

それからもう1つ、これとも関連しますが、地下空間の浸水です。これは、99年に福岡で女性が1人亡くなったものですから、それで急にクローズアップされた。実際には昔からずいぶん起きていまして、長崎の豪雨災害のときも、それから93年の鹿児島県の豪雨災害のときも、天文館の地下にずいぶん流れ込んだということがありますが、幸い死者が出なかったから余り大きなニュースにならなかった。この地下空間の水害で問題なのは、病院などでも電源施設が地下にあるというケースが調べてみると結構あるのです。病院というのは停電したら致命的でありますので、そのあたりのことも含めた対策をやはり考えていかなければいけないのではないかと。そんなことをコメントさせていただきます。

【委員】 先ほどの管理の問題ですけども、3ページの左下、提言のところでございますが、これは、ある意味では相当重要なことを示唆していると思います。今まで河川事業

を進めるには河川整備基本方針、整備計画という柱で、今日も岩木川等をご紹介しましたが、この川をこういう立派な川にしていけますよということを公表してきました。それと並んで管理方針、管理計画を策定して、ここはこういう管理をしますとか、こういう手順で、ここの堤防はどういうふうにするのかとか、ここの水門はどう操作するのかとか。そういうものもつくって、住民の皆さんにわかってもらいながら管理する。限られた予算で、どこを本気で守るのかとか。延長の長いところだったら、やはり住宅付近は人と金をかけても守るけれども、ここはちょっとというようなことも将来は明らかにしていくべきと思います。それで足りなければ、やはり国の資源配分が違うのではないかということにもなってくると思いますので、管理に重点を置いた答申も考えておるところであります。今まで大河川では降った後だけ予測すればよかったのですが、雨の降り方は、中小河川になると、これからはいつ降るかということまでがんばるわけですから、河川局はこれから大変大きな課題を背負っていると思います。

【分科会長】 ほかにいかがですか。

【委員】 私も、去年の台風23号のときに体験した雨というのは30分も降らなかったのです。正確なデータはとっていないけれども、スタッフに確認してと言ったら、10mm強の雨が20分で一気に増水だから、時間50mmとよく言うのですけれども、そうではなくて、10mm30分でボンと行ってしまふ。そういうことだと思うのです。10mm雨量で考えないと内水氾濫自体は危ない状況かなと思います。

【分科会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今いろいろ出ました貴重な意見も踏まえて、最終報告をいただいて、これを大臣に提出していただくという段取りになります。よろしく願いをいたしたいと思えます。どうやら御意見の方向で動いていますから、基本的な修正を必要とするものではないと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次に災害対策に関する各種施策の検討状況についてご紹介があるようでございます。3件ほどございますが、続けてご報告をお願いします。

【事務局】 でございます。座って説明させていただきます。資料6-1と6-2を使いましてご説明申し上げますが、水防法と土砂災害防止法の改正を今国会に提出いたしております。その関係をご説明申し上げます。

まず最初に、資料6-2のほうをご覧いただきたいと思いますが、昨年豪雨災害等を受けまして、今後の水災防止体制のあり方についてご審議をいただくということで、水災防止体制のあり方研究会というものを開催をさせていただいておりました。座長が関東学院大学の宮村先生でございましたが、そこでの提言を取りまとめたいただいたものの要旨を

付けさせていただいております。

昨年8月から3回にわたってご議論をいただき、11月に提言をいただいております。時間の関係で詳しい説明は割愛させていただきますが、水災防止力の強化という点と、それから水災防止に関わる情報提供のあり方といったところについてご議論を賜ったものでございます。今回の水防法等の改正につきましては、水災防止体制のあり方研究会の提言と、それから、先ほどもちょっとご紹介がありましたが、豪雨災害対策総合政策委員会の昨年12月の緊急提言、あるいは、それを受けましたアクションプランといったものを踏まえまして取りまとめたものでございます。

資料6-1によりまして、水防法と土砂災害防止法の改正についてご説明を申し上げます。1ページ目、水防法の一部改正のところでございますが、项目的に順次まいります。

1点目は、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するというものでございます。現状でございますけれども、浸水想定区域の指定の対象は洪水予報河川、要するに国または県と気象庁が共同して河川ごとに洪水の予報を行っております大きな河川でございますが、222の河川についてやっております。それから、下のほうにございますが、洪水予報等の伝達方法とか避難場所などにつきましては、洪水ハザードマップなどを用いまして住民に対する周知を行うということですが、これは努力義務であったということでございます。

具体的なイメージが2ページ目でございますが、2ページ目の上のほうが浸水想定区域の作成イメージでございます。ひたちなか市と水戸市の間を流れる那珂川の例でございます。それから、下がハザードマップの作成イメージでございます。

1ページに戻っていただきまして、現状ではそういうことで比較的大きな222河川について浸水想定区域の指定がされておりますが、この図にもございますように、昨年7月の新潟・福島豪雨による大水害がありました五十嵐川とか、刈谷田川のような中小河川においては、こういった浸水想定区域の指定はされていなかったわけでございます。

そこで、改正の中身でございますが、1つは現行の大河川だけでなく、主要な中小河川においても浸水想定区域を指定をするということでございます。これによって約10倍ぐらいに対象が増える。これが目標でございます。そして、浸水想定区域を指定したところにおきましては、今度は市町村のほうでございますけれども、洪水予報等の伝達方法、避難場所などをハザードマップなどを使いまして住民に周知していくというものでございますが、これまでは努力義務であったものでございますが、これからは周知措置を徹底と書いてございますが、義務化したいということでございます。

それから、改正内容の左側の一番下にございますが、これから約5年ぐらいかけまして

浸水想定区域を中小河川でもつくっていただくわけですが、大半が県管理河川でございますので、こういった点でその調査に対する補助規定というものも創設をするということでございます。

次に、3ページへいっていただきたいと思えます。3ページの2番目でございますが、主要な中小河川の洪水情報伝達の充実でございます。一応、大河川につきましては洪水の予報をやっておるのですが、中小河川におきましても、住民にとって何らかの避難のきっかけとなるような情報の提供が必要でございます。そこで、いきなり改正内容のほうを見ていただきたいと思えますが、赤字で特別警戒水位というものが書いてございます。これは避難等の目安になる水位というふうに書いてございますけれども、新たにこういったものを設定をしていこうというものであります。考え方としては、現在も警戒水位というのが下にございます。これは現在もでございますが、水防団が出動する目安になる水位として警戒水位がありますが、それよりは高く、計画高水位よりは低いところでございますが、避難に要する時間なども考慮いたしまして、新たにこういうものの設定をするということでありまして、その上で、改正内容の 印にございますように、特別警戒水位に達したという旨の情報を住民に提供する。関係機関に通知するとともに、必要に応じまして、報道機関の協力を得て情報を提供するというのを新たに入れております。

それが到達情報と困っておりますものですが、いま一つございますのが、水位の公表でございます。これは警戒水位に達した後につきましては、水位を量水標を管理している者がインターネットなどを通じて公表義務を負うというものでございます。

それから、3点目でございます。大河川における洪水予報の充実でございますが、これは流域面積が非常に大きな、例えば利根川とか木曾川などを対象に考えておりますが、氾濫した洪水でございますけれども、例えばカスリーン台風のときの浸水実績というのがございます。決壊地点というのが上にありますが、これが大体栗橋の付近でございますが、一番下のほうが東京湾のほうになってまいります。大体4日ちょっとかかって流れておりますが、このような氾濫した洪水が広域に及ぶ河川におきまして、氾濫による浸水の区域と浸水深を気象庁と一緒に予報するというものでございます。

次に、4ページをお願いしたいと思えます。地域の防災力という話が先ほどもございましたが、水防協力団体制度の創設というものでございます。現状でございますが、水防団員等が減少してきておりまして、グラフにありますように、平成15年度は92万人ぐらいまで落ち込んでおります。これは水防団員と消防団員の合計でございますけれども、右肩下がりでございます。また、高齢化しておりますし、サラリーマンが多いものですから、災害のときにどこか勤めに行っているといったようなことで、共助体制が弱くなって

いるということがございます。ただ、片や社会貢献への関心は非常に高まっておりまして、災害復旧などでボランティアな活動が非常に増えております。

こういうところを受けまして、改正内容の1つ目でございますが、公益法人等とありますが、公益法人とはNPOを考えております。そういったところが水防管理者の指定を受けまして、水防協力団体として消防機関や水防団と連携をいたしまして、水防にご協力をいただくという新たな制度でございます。水防協力団体の図の中に、やる中身として監視、警戒等とか、あるいは普及啓発活動といったようなことが書いてございます。あらかじめ指定しておく意味合いでございますが、水防計画というのを水防管理者はつくっておりますので、その水防計画の中で協力団体を市町村長がうまく位置づけをしておく。あらかじめ位置づけた上で、それから協力団体も含めて水防訓練をやっていくということで、連携して災害のときに働けるように、協力していただけるようにということでございます。

それから、もう1点が退職報償金支給規定の創設。これは水防団員に対するものでございます。現在、非常勤の水防団員につきましては、地方自治法でヤミ給与禁止の規定がございまして、法律または条例に根拠がないと払えないわけでございますが、消防団員については支給の根拠規定がありますので払えておりますけれども、水防団員に対しては払えないものですから、今回、根拠規定を設けるものであります。

それから、下の5点目でございますが、地下施設における避難確保計画の作成でございます。先ほどもちょっとお話がございましたように、地下街、地下鉄などでの浸水被害が発生しておりますが、やはり外部の状況がわかりませんので、的確な避難の確保を図る上で、情報を適切に伝えて、それをもとにして避難誘導を確実にやっていくということが大事でございますので、改正内容にございますように、市町村の地域防災計画で地下施設を位置づけていただきますと、その地下施設において管理者が避難確保計画を作成するというものでございます。避難確保計画のイメージが下にございます。防災体制・避難誘導とか、防水盤とか浸水センサーのような浸水防止施設、防災教育等でございます。

それから、5ページ目でございますが、6点目として、高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達というところでございます。現状にございますが、下の印にありますように、昨年の主な風水害のうちで、水害・土砂災害による死者・行方不明者の約6割が高齢者という実態でございました。また、高齢者・乳幼児等につきましては、やはり避難に時間もかかってまいります。そこで、改正内容にございますが、浸水想定区域内に高齢者とか乳幼児等が主に利用するような施設がございましたら、そこへの洪水予報等の伝達方法を市町村の地域防災計画にきちんと書いていただくということを義務づけをしたいというところでございます。

それから、次の土砂災害防止法の関係でございますが、これも水防法と同様に、住民等への災害の情報の周知といったような観点から見直しをしていくものでございまして、2つ書いてございます。土砂災害警戒区域における避難体制ということですが、1点目は、土砂对外情報などの伝達方法とか避難場所、こういうものについてハザードマップなどによって周知をするということでございますけれども、この住民への周知が現在努力義務でございますので、これを義務化するというのが1つでございます。

それからもう1点が、これもこのページの上の6点目と同じでございます。主に高齢者等が利用する施設への災害情報等の伝達方法を市町村の地域防災計画にきちんと書いていただくというものでございます。

それから、現在の国会での審議状況も併せてご報告申し上げますが、2月1日に国会に提出いたしました、4月14日の木曜日に衆議院本会議で可決をしていただいております。来週から今度は参議院での質疑が多分あるだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

【事務局】 でございます。「総合的な土砂災害対策について（提言）」について説明させていただきます。

最初に、この提言についての背景あるいは検討の経緯についてご説明させていただきますが、先ほど豪雨災害対策についての議論が委員会で行われているという説明がございましたけれども、この設けられました土砂災害検討会では、平成16年に発生しました土砂災害、これは土石流、あるいは地滑り、崖崩れといったような災害を指しておりますが、この土砂災害を調査分析しまして、課題を抽出し、今後早急に対応すべき施策の検討を行っていただいております。ここでは豪雨だけにとどまらず、昨年、新潟県の中越で起こりましたような地震災害、あるいは9月1日に浅間山が噴火しておりますが、そういった火山災害も含めてご議論いただいたということでございます。

一番最後の17ページにこの検討会のメンバーの表がございます。委員長をはじめとしまして、10名の委員の方々にご検討をお願いしております。この中には、ここにおられます委員、それから豪雨災害の委員会と重複してお願いしております先生が、委員、それから、一番下の委員です。

12月から検討を始めまして、3回の議論の後、この提言をまとめていただきまして、3月31日に河川局のほうに提出いただいたというものでございます。

次に内容でございますが、1枚めくっていただきまして、目次がございます。はじめに」がございまして、ここで近年発生した土砂災害の実態と課題。それから、で「緊急的土砂災害対策のあり方」、そしての「おわりに」という構成になっております

が、の実態と課題、それから のあり方は3つに大きく内容を分類しておりまして、表現は若干違いますけれども、災害そのものに起因する課題、情報の提供・伝達に係る課題、そして警戒避難に係る課題、この3つの大括りの分類をしましてご議論をいただいているということです。

内容につきましては、非常に多岐にわたっておりますので、説明用に一番最後、A3の折り込みで表にしてございますので、これで説明させていただきたいと思います。土砂災害検討会の提言概要ということで、この表を見ていただきますと、左の縦に大きく先ほど申し上げた3つの分類があり、その右側に集中豪雨から始まる小分類で整理しております。それから、一番上のところに書いてあります、3つに大きく縦に分類してありまして、今後の対策の基本方向、それから具体的施策、そして引き続き検討する施策・研究内容というような分類に整理しております。

時間の関係もございますので、ポイントのみの説明にさせていただきますが、大分類の災害そのものに起因する課題への対応の中で、まず集中豪雨でございますが、これは、昨年出しましたいろいろな災害のデータ、情報等を入れて砂防計画の見直し等を実施していくべきという点であるとか、それから、土砂災害対策の施設の整備率というのは非常に低く、未だに2割程度という状況にあります。整備の重点化というものを図っていきながら、整備率の向上方策をいろいろ検討すべきである等々の提言をいただいております。

それから、2番目の小項目であります流木のところでございますが、昨年、土砂災害と同時に、かなり流木が流れ出まして災害を大きくしているという実態がございました。これらを踏まえて、治山事業等との連携を図りながら、適切な場所で、あるいは適切な工法を用いてその対策を推進すべきであるということをお願いしております。

次に地震でございますが、中越地震では、大規模な河道閉塞といったような災害現象も生じまして、その対応に追われたわけですが、これらを踏まえてマニュアル等にきちんと整理していく必要があるということ。あるいは、多発した地震によって地盤災害というふうに言われたように、地滑り等が多発しております。地震と地滑り、あるいは崖崩れといったような点をきちんと調査して、これは少し時間がかかるということで、今後さらなる研究課題という整理にしてありますが、調査をきちんと実施していくべきであるということでございます。

それから、火山の項目につきましては、ハザードマップをこれまで作成してきておりますけれども、これをもっともっと活用すべきであるといった点であるとか、そのハザードマップを踏まえてハード対策、あるいはソフト対策を計画的に実施していく、そういった計画を策定すべきであるという提言をいただいております。

次に、大きな2番目の情報提供・伝達に関わる課題への対応というところでございますが、まず情報伝達という点でございます。昨年の土砂災害をずっと見ていきますと、土砂災害に関する情報、雨量の情報であるとか、あるいは危険な状況に達したというような情報がなかなかうまく伝わっていかない。伝わったとしても、警戒避難勧告であるとか、指示を出すべき首長さんの判断が遅れたり、適切でなかったり、そしてまた、出されてもなかなかうまく避難ができない。そういったような実情が浮かび上がってきております。ときどき情報が切れて伝わらないという点も見られましたので、情報収集・伝達に対しての二重化の推進、それから、前兆現象を的確に捉えて、それを伝達していくことで、危険の程度を知らせることができるのではないかということで、前兆現象等の収集、あるいは伝達というところに力を入れるべきである。

それから、これは17年度から実施しようとしていたところですが、気象庁あるいは消防庁と連携しまして土砂災害の警戒情報を発表していく。これには、降雨予測等も取り入れた形で実施していく、これを推進すべきであるということ。それから、平常時の情報提供については、防災教育であるとか、あるいは防災訓練をどんどん進めていくべきであるという提案をいただいております。

次に、孤立化でございますが、地震でも発生しましたけれども、豪雨によりまして山間地域での孤立化が発生しております。こういう孤立化を防止するための対策の推進、あるいは孤立化した場合の安全確保。避難場所の安全を確保するとか、あるいは長期にわたる場合であれば、その集落の主要施設の安全対策を重点的に進めていくといったような対策が必要であるという点でございます。

次に、大きな項目の3番目、警戒避難に関わる課題への対応でございますが、避難勧告につきましては、先ほどと若干重複いたしますけれども、土砂災害警戒情報を今後発表していくということとともに、前兆現象等を首長さんに伝えることで、適時適切な避難勧告の助けをする。あるいは、避難勧告を助言するような制度も検討したらどうか。それから、引き続き検討のほうに書いてありますけれども、土砂災害特別警戒情報、仮称でございますが、スーパー警戒情報といったようなものの提供も検討していったらどうかという提言をいただいております。

次に、避難所でございますが、昨年の災害で避難所に避難していたところに土砂災害が発生して犠牲者が出るといったような実態もございましたので、避難所の安全点検を早急を実施して、その対策を講ずる必要がある。

それから、これは先ほどの法律の改正の関連でもございますが、災害時要援護者に対する情報の伝達等々も非常に重要なことである。

それから、最後でございますが、警戒避難体制につきましては、地域防災力という表現をしておりますけれども、これらの強化を図るために、NPO、砂防ボランティア等の活用、それから警戒避難体制に関するガイドラインの策定等が必要ということで提言をいただいております。

この提言の中の「おわりに」のところ、これらの施策を推進するに当たりましては、関係機関、あるいは関連学会との連携を図りつつ進めるべきということでございます。

なお、この提言につきましては、豪雨災害の委員会のほうにも反映していただくとともに、今後の砂防行政に活かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【事務局】 それでは、津波対策検討委員会の提言のご説明をさせていただきます。

この提言は、大臣発意のもとに年が明けて設置されまして、3月16日に国交大臣にいただいたものです。そして、18日に閣議懇談会で紹介されました。津波対策で国交省として関係いたしますのが、本省にいたしますと1官房10局、外局では気象庁、海上保安庁、国土地理院、国土技術総合研究所、それだけ関係があります。その実質的な事務局を担当させていただきましたが、メンバーの構成は、白パンの最後に付けさせていただいておりますが、委員長は京都大学の先生をお願いしまして、河川分科会長もそうですし、港湾分科会長、建築分科会長にもメンバーになっていただきまして、審議の結果いただいた内容でございます。

1ページ目の目次をご覧ください。構成は、現状と課題を振り返りまして、今後の基本方向、そして基本的に対応すべき具体的な目標と対策、そして中長期的に対応すべき目標と対策という構成になってございます。先ほどの豪雨の議論も聞かせていただいておりますので、津波のほうでは、こういった形の提言をいただいているかということにポイントを絞ってご紹介したいと思います。

1ページ目の「はじめに」のところでございます。冒頭のところで、「わが国は、歴史的に幾度となく大津波を経験し、その痕跡は国土や文化に、指紋や遺伝子のように刻印されている」ということを紹介させていただいております。

6番目の文脈のところ、今後の方針を書いておりますが、「事前予防対策としてのハード整備中心の考え方から、事前、事後にわたりハード整備とソフト対策を合わせて展開して被害最小化を目指すという考え方へ転換した対策を、強力に推進することこそ、今後の基本方向である」ということです。そして、「この基本的方向に従い戦略的対策を講じるため、『人的被害を最小化する』ことを緊急的な対応、『物的被害を含めて被害を最小化する』ことを中長期的な対応と考え、それぞれ目標と具体的な対策を明示した。国は責任を持って津波防災を進めるべきである。しかし、被害の最小化は行政だけではできない。

か国民及び各界各層の自覚と行動が不可欠である」という形で、「はじめに」で内容は大体わかっていただける構成になってございます。

5 ページをご覧ください。今後の津波対策の基本的方向ですが、2 番目の段落です。

「今後は、現状と課題を踏まえ、投資規模や対応時間が限られている中でできるだけ早期に地域の安全度を高め、想定を超える津波に対しても被害を最小化する活動を戦略的に推進することが基本命題である」。1 つ飛ばしていただきまして、その次の段落です。「被害最小化を目指すには、的確かつ着実なハード整備による危険度軽減と併せて、地域の防災力や耐災性・災害許容性というソフト機能を高める対策を講じることが必要である。つまり、ハード整備とソフト対策を一体的に行う総合的な減災対策へ転換した政策を戦略的かつ強力に推進しなければならない」。最後の段落ですが、「また、津波は、発生間隔が長いという特性から、樹木の津波防災意識が風化しやすい。『自助』、『共助』、『公助』は、住民の意識の上に成立する。風化しないよう、防災教育、広報や訓練の継続を怠ってはならない」という基本方針の締め括りでございます。

6 ページ目です。緊急的に対応すべき具体的な目標と対策ですが、2 番目の段落です。

「海沿いの地域の人及び海岸にいる観光客等は、地震が発生すれば高いところへ避難しなければならないということが、『自助』及び『共助』をもって対処する事項であり、住民の責務であると認識するよう、啓発を行うべきである。この『自助』及び『共助』を支援する立場として、行政は、津波に関する基礎知識を普及させ、そして薦見情報を迅速かつ的確に提供するとともに、避難通路・避難場所の確保や津波防災機能を有する施設による津波危険度の軽減といった避難環境を整え、そして救助・救難を行うという観点から、対策を総合的に講じるべきである。この場合、情報受信側である住民の理解度レベルと津波防災機能を有する施設の機能発現レベルが決定的な意味合いを持つことを認識しておかななければならない」ということで、人的被害を最小化するということが、概ね5年以内の緊急的な対策を箇条書き的に書いてあります。

まず、警報・情報提供の段階では、津波予報の充実の2つ目のところですが、津波予報等を市町村に直接伝達できる仕組みを構築。2)のあたりでは、津波浸水想定区域図において、浸水深、津波トータル時間、流速、破壊力等の情報を、混乱が生じないようわかりやすい内容として提供するというようなこと。

それから、7ページ目の(2)の予防対策で、避難対策の充実の最初のところでは、重要沿岸域、これは東海地震とか、危険度が迫っている海外のところですが、重要沿岸域のすべての市町村で津波ハザードマップが策定できるよう、津波浸水想定区域図を作成・公表。それから、津波避難ビルについては、必要な要件や既存建築物の改修方法等を取りま

とめ、普及を促進というようなこと。

それから、2)の津波防護機能を有する施設の整備ということで、2つ目ですけれども、重要沿岸域のうち地域中枢機能集積地区において、開口部の水門等の自動化・遠隔化を概成しますというようなこと。

それから、8ページ目で、土地利用・住まい方の減災化というところでは、やはり法律で義務づけるところまでは書き込めなかったということですが、津波に強いまちづくりのため、沿岸部における面的開発等には減災対策を盛り込むこと等を事業者に対して推奨ということ。

それから、発災後の対策といたしましては、いわゆる広域的な輸送ネットワークの確保ということで、道路、考案の耐震岸壁、そういったところが書かれてあります。

孤立地区対策等の促進では、2つ目のところにありますが、各行政機関の広域連携オペレーションを確立しろということ。それから、津波防災技術・知識の蓄積と普及というところでは、(1)の冒頭で書いてありますが、防災意識の風化を防止し、認識を高めるため、学校での防災教育推進、防災に関する地域リーダー育成等の支援を図るほか、津波防災総合訓練を毎年実施ということ。それから、津波防災の調査研究と行政への反映というところでは、専門的知見を生かした調査研究を行い、不断に行政に反映させるための仕組みを構築ということをいただいております。

10ページ目は、中長期に対応すべき目標と対策のところですが、2番目の段落ですが、津波のリスクは世代を超えて引き継がざるを得ない宿命にあるため、その軽減策は子々孫々の土地利用や住まい方そのものに組み込まれ、日常生活自体が減災思想を反映したものであることが理想である。国土条件が厳しいわが国においては、地域の中核機能や経済・社会の中核機能が集積地域について、防護レベルが着実に向上してくとともに、万が一、想定を超える津波に見舞われても壊滅的被害とならないよう、まちづくりや建築の機会を逃さず、さまざまな対策を講じていかなければならない。その次に、加えて、津波災害のリスクの高い場所における居住等の生活領域を減少させ、リスクの低い場所への誘導をしていくことも重要であるということです。

それで、20～30年後を考えますので、人口減少期で、その構成も大幅に変化するほか、地球温暖化に伴う海面上昇というような事態もございます。それに合わせた形で個別の政策をいただいておりますが、(2)の人口動態を踏まえた対策というところでは、生活領域を津波災害リスクの低い場所へ移動させる土地利用誘導政策を充実。

(3)の地球温暖化による海面上昇に対する対策では、自然災害の外力増加に対しても強靱である国土構造、経済社会への誘導政策を検討というような言葉としてちょうだい

たしております。

この提言につきましては、閣議懇談会報告後、政府の中央防災会議が定めました防災戦略の中に骨格が位置づけられまして、これから私どもはその具体化に向けた政策を考えて展開していくこととなります。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、何かご質問等があればご発言をお願いいたします。

【委員】 津波の委員会の提言はよくまとめられていると思うのですがけれども、私が防災上、重要な視点が1つ抜けていると思うのは、津波は火災を発生させることがある。これは過去にたくさん例がありまして、93年の奥尻島は火災が2件起きた。これも皆さんご存じです。昔を訪ねると、昭和8年の昭和三陸津波、釜石やその他の町で火災が出ました。津波というのは水がくるから火は出ないだろうと思ったら大間違いです。1964年アラスカの大地震、これは私が若いころ取材に行きましたけれども、流漂物が石油タンクにぶつかって火を発生して、町に燃え移ってバルディスという町が全部燃えてしまった。それから、同じ年に新潟地震、これは日本で41年前に起きたのですが、この地震のときは石油のパイプが地震で折損して、そこから油が流れ出して、それを津波が運んだのです。そこに何かの火が着火して民家に燃え移って290軒燃えたのです。ですから、津波というのは火災を呼ぶことがあるという防災上の視点というのは大変重要で、日本の今の港湾地帯を見ますと、コンビナートなどは石油タンクのような危険物が林立をしている。ここはやはり企業と自治体とが連携して、火災までも視野に入れた、要するに流漂物対策をやっておかないと、必ず将来禍根を残すだろうということを一言先に申し上げておきたいと思えます。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、今の委員の意見は、具体化に当たってよく頭に入れていただければと思います。特に何か発言がありますか。

【事務局】 この提言を受けまして、今年7月に現地で津波総合防災訓練を行います。そのときに、海からの火を消す現時点での日本の実力は、海上保安庁の放水できる船と、それから海上自衛隊が保有しております飛行艇で海水を汲んで上から水をまく。その2つの手段を持っておりまして、そこらあたりも訓練に参加していただけないかというようなこととお誘いをしている段階でございます。

【分科会長】 それでは、最後の報告事項ですが、今後審議予定の一級水系に係る河川整

備基本方針等について紹介があるとのことですので、事務局からお願いいたします。

【事務局】 でございます。座ってお話をさせていただきます。

資料9と、資料10を河川整備基本方針関係で用意をさせていただいております。個別に今後検討する方針の前に、全体状況が資料10に出ておりますので、ちょっとご報告をさせていただければと思います。

これまで河川整備基本方針を、平成9年12月に法律が施行になりましてから順次つくってきてございますが、資料10を1枚おめくりいただきますと策定状況がグラフになってございます。基本方針ができて、それから整備計画ができるというものでございますが、今日ご審議いただいたものも含めれば、31水系、全体の水系の数でいえば28%ですが、整備計画は当然その後になりますので、今は12%という状況です。個別の川で下で色塗りをして、いつ基本方針ができて、整備計画がいつできたかというのがございます。ご覧いただけますように、空白が非常に多うございます。1枚戻らせていただきますが、同時並行で今、各地方整備局で検討してございますので、1枚目の真ん中下の表のように、17年、18年、19年に策定を予定している水系数は大体25～30とか、35～40とか、10～20水系ぐらいとなっています。そのため小委員会も2週間に1回開催をお願いしないと対応が難しい数でございますので、4ポチ目にもございますが、小委員会の委員の増員をお願いしたりしてまいりたいと考えております。私ども行政上の対応もユニットを増やすようにしておりますが、今後の検討をお願いしたいと思っております。

検討の体制を充実させることとしますと、こういうふうになりますと、一番下にございますが、今年度で全体109水系の大体5割強ぐらい。それから、河川法ができまして、19年の終わりごろできているわけですので、この10年ぐらいで大体全体が、特別な事情があってというのはあるかもしれませんが、基本的には全体ができる形で進められるかと思っております。整備方針については、早くこういうことをやっていけたらと思っておりますので、分科会長、小委員会委員長とご相談して進め方のほう、よろしく願いしたいと思っております。

個別の一部としまして、資料9でございますが、今年度分の一部ということで、これからすぐに小委員会に託していただきますものを資料9に付けてございます。

1枚おめくりいただきますと、先ほど109水系のうち、水系の名前が書いてあるのができているものでありますが、今回、赤で書きました沙流川、利根川、常願寺川、淀川、紀の川、吉野川、矢作川、この7水系についてお願いをしようと思っております。

1枚おめくりいただきますと、各水系の概要ということで個別に書いてございますが、今までいろいろな川がございますけれども、利根川とか淀川という非常に大きな水系の川

が検討を開始するというようなこととなります。

その次の3ページにはそれぞれの諸元を載せてございますが、左側の計画規模というのがちょっと不親切で恐縮でございます。これは100年に1回ぐらいの洪水に対してという、生起確率という意味での100年とか200年というもので、単に計画規模と書いてあってわかりにくくて恐縮ですが、そういう意味でございます。各川は、時間の関係もあって、いつもは動画でご覧いただいているのですが、どんな川かだけ次の4ページからお願いしたいと思います。

4ページは、北海道の沙流川でございます。これは、実は平成11年12月に当分科会小委員会でご審議をいただきまして、河川整備基本方針ができてございます。整備計画のほうも14年7月にできておりますが、平成15年8月の台風10号で、これまで計画しておりました洪水としては毎秒5,400m³/sがくるという想定でございましたが、6,100m³/sというのが現実に来てございますので、計画をしっかりと見直さないといけないというのが重要なテーマになります。

次のページをおめくりいただきますと、利根川です。

これは日本で一番大きな流域面積を持った川でございますが、大きな洪水の条件が何か変わっているというようなことはございませんけれども、今まで実は利根川の放水路とか、緊急導水事業とか、いろいろな施設を計画しておりましたり、機能させておりますものにつきまして、全体を一部総点検をした格好での見直しが必要になってございますので、そういうことをこの水系でご審議をお願いしようと思っております。

次のページは常願寺川でございます。これは富山のほうへ北アルプスから流れている川でございますが、北アルプスの3,000m級からくる川でございますので、非常に急勾配で多くの土砂を含んで、かつ平野部へいきますときれいな扇状地ができているという急流河川でございますので、ひとたび川の氾濫がございますと、あふれ方もゆったりした川とはかなり様相が違うあふれ方をする川でございますので、そういう土砂を含んだ急流河川の備え方について、きちんとした検討をしないといけない。それから、低水といいますが、日ごろの水は逆に、そういう砂れき河川でございますから全部下へ潜ってしまいまして、いろいろなところで水が表面上は出てこないとか、そういったところの水環境等が課題になるものであります。

それから、その次のページは、愛知県、その他付近の県を流れます矢作川でございます。これは、今回、先ほどご審議をいただきました庄内川と同じように、平成12年の東海豪雨のときに非常に大きな雨が降ってございまして、流量そのものはもともと計画しておりました流量まではいきませんでした。雨だけ見ると、もともと計画をしておりました雨

を大きく超えてございますので、この辺の検討をきちんとまたお願いをしようと思っております。

その次は淀川でございます。次のページは淀川でございますが、ここも利根川と同じように、こういう大水系として雨の状況等々が変わっているわけではございませんが、もともと歴史的に洪水対策も琵琶湖で水を貯めれば下流は助かるし、逆に、下流を助けようと思えば琵琶湖の周りが浸かるし、琵琶湖が浸からないようにすると下が危険になるという、まさに上下流問題の代表例のような場所でございます。先人もそういうところでたくさん苦労してきたところでありますし、水質とか、それから日ごろの水の利用も琵琶湖と上下流の関わりが非常に課題になってきた川でございます。それに対する整理なり対策をやってきたわけでありましたが、今日的に同じようなことにつきましてもう一度再整理をしようというのが課題かと思われま。

その次は、奈良県のほうから和歌山県を流れております紀の川でございます。ここも大きな雨とか気象条件の変化はございませんが、たくさんの農業とか、川にあります頭首工とか、固定堰がございますので、こういうものを含めた対応等について今検討をしてみたいといけない川でございます。

その次の10ページは吉野川ということで、日本でも指折り数える川でございますけれども、徳島県のほうへ流れていきますが、四国全体は水が非常に足りないところの愛媛県、香川県、高知県などは全体にこの川から水を取ったりしている骨格となる川でございます。水利用についても、そういう利用をされてきていますし、治水対策につきましても、中流部あたりにはまだ堤防がなくてしょっちゅうあふれている場所がたくさんございましたり、下流部は途中から川が分かれて徳島平野ができておりますところの低平地の水害対策というのがいろいろございますので、その辺の検討も必要かと思っております。

以上、この7つの水系につきまして、これからご審議をお願いしようと思っております。

恐縮ですが、もう1枚、資料11の話、直接基本方針とは関係ないのでございますが、先ほど来、豪雨災害対策総合政策委員会、それから水防法の改正などのお話ございましたが、事業面といいますか、仕事の事業などを中心としましたところでの進め方も少し新しい形で今年度からやり始めることになっておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

もともと三位一体の議論で、国から県へ権限移譲ということが議論になった結果として、どんなふうにしたらいいかというようなことで生まれたものではあります。基本から言うと、国か県ということではなくて、もともと流域一帯となって国とか県が協力して、国民にどうサービスできるかということだということで、こういう図式にしようというふう

になっております。一番左側にありますように、水系全体の整備状況などの安全性などを調査、評価、公表しよう。特に昨年の水害は中小河川などでいろいろ災害が起きておりますが、実際のところ、その状況、日ごろどんな川の断面になっているか、また、どの箇所がどのくらい上昇したとか、いろいろなことがそうしっかり管理ができていくかどうかというところがあります。データがないところもあるわけでございますので、この辺の基礎的なものをきちんと調査して、評価して、かつ、さっき言いましたように国か県ではなくて、世の中に対してきちんとお知らせをしておく。これはアカウンタビリティのこともございますけれども、やはり自助、共助などを併せた水害対策ということを見ると、そういうこともお知らせをしていく必要があるということでもあります。

これを踏まえて、総合流域防災協議会というものがございます。これは、先ほど国と県、地方とが連携して、流域でどうしようかと。今まで私どもも仕事をしていて、直轄の事務所などにおりますと、自分のところだけのことを考えたり、県のほうも県のほうだけを考えたりということが間々あるわけでありまして、合わせた格好でどうだということをここで整理して世の中にもお知らせをしていこうと。そういう中で事業の調整とか、いわゆる補助金の執行の仕方等も円滑化を図れればと思います。

それから、左下にございますように、そういう事業だけでなく、こういう場があれば水害、土砂災害、大川、中小河川を合わせた総合的なハザードマップですとか、そういう危機管理体制全体とか、情報とか、そういうものもやっていけるのではないかとということでもあります。

真ん中のほうは、先ほど申し上げました三位一体の関係もあって、事業制度をどうするかという事業のことが大きく書いてございますが、この協議会で扱います直轄事業、それから個別に事業を見ないといけないといいますが、個別に事業管理しないといけないもの以外に、総合流域防災事業というのが今度新しく生まれます。真ん中の四角にございますように、ポイントは水害対策という河川のほうの対策と土砂災害対策を合わせて行う事業というのができます。それから、ハードとソフトを合わせて行う事業ができます。ですから、縦横2つずつのものが全部合わせた格好で総合流域防災事業というものを流域単位で行うという、そういう合わせ技の事業制度を今年からやることにしてございます。

流域のイメージが右上にございますが、これは栃木県をたまたま開けておりますが、那珂川のところでは国直轄の河川も補助の河川もどうしようかということと一緒に考える。そういう幾つかの赤い線であげたようなそれぞれについてハードもソフトも一緒に考えようというようなことで、まだこれからでございますので、いろいろなことがあるかと思いますが、先ほどの水防法改正とか、豪雨災害の政策委員会がございまして、一連、こうい

う流域単位でものをしっかりとやっていきたいというふうに河川行政上は思っております。ちょっとご紹介をさせていただきました。

【分科会長】 ありがとうございます。7水系には大物が入っているようですので大変だと思いますが、例によって小委員会の場で審議していただくことといたしたいと思えます。

また、先に説明がありましたが、今後はどうやら今までの5～6倍の件数の基本方針が出てくる感じですが、現地の基本方針策定の状況がそうやってきたということですね。

【事務局】 はい。

【分科会長】 ですから、これは受けざるを得ないことになります。やり方につきましては、私と事務局でよく相談したいと思いますので、ご一任をいただければと思います。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

それでは、これで閉じたいと思いますが、最後に本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省の広報課及びインターネットにおいて公開することといたします。以上でございます。

これをもちまして、分科会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

【事務局】 どうもありがとうございました。

なお、お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、郵送を御希望の方には後日、郵送させていただきますので、そのまま席にお残してください。

(午後3時55分閉会)